

秋田沿岸検討委員会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「秋田沿岸検討委員会」（以下「委員会」という。）とする。

(目的)

第2条 委員会は、海岸保全に関する基本的な方針等の見直し及び計画の策定等を行う際に、必要な指導・助言を聴取することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は委員長及び委員で構成し、別紙に掲げる者を充てる。

2 委員は、第2条に掲げる目的を達成するための専門的知識を有する学識経験者及び関係行政機関の職員等のうちから、「秋田県海岸行政事務連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員長は会務を総理し、会議の議長となり、委員会を代表する。

2 委員長は委員が互選する。

3 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、連絡協議会が招集し、議事の進行は委員長が行う。

(代理出席)

第6条 委員に支障があるときは、当該委員が委任する者が代理して会議に出席し、調査審議に加わることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、連絡協議会において行う。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開とする。ただし、委員長は、会議の公正又は円滑な運営が損なわれると認めるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、傍聴人の数の制限その他必要な措置を講じることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に際し必要とされる事項は、委員会の承認を得て定めるものとする。

附則

この要綱は、平成27年12月10日から施行する。

別紙

秋田沿岸検討委員会 委員名簿

	氏名	所属（会社・役職名）	備考
1	まつとみ ひでお 松富 英夫	秋田大学 名誉教授	学識者（海岸）
2	みずた としひこ 水田 敏彦	秋田大学情報データ科学部 教授	学識者（地震防災）
3	ひの ちか 日野 智	秋田大学大学院理工学研究科 システムデザイン工学専攻 土木環境工学コース 准教授	学識者（計画）
4	おおたけ あつし 大竹 敦	秋田県栽培漁業協会 理事長	学識者（水産）
5	しばた りょう 柴田 亮	国土交通省国土技術政策総合研究所 海岸研究室長	学識者（国機関）
6	きいとう しげのぶ 齊藤 滋宣	秋田県河川海岸協会 会長（能代市長）	（行政）市町村代表
7	ふじむら こうしろう 藤村 幸司朗	秋田県農林水産部 部長	（行政）森林・水産
8	おの きよし 小野 潔	秋田県建設部 部長	（行政）海岸・港湾
	オブザーバ	沿岸8市町関係者	
	事務局	秋田県海岸行政事務連絡協議会 秋田県農林水産部農地整備課 水産漁業課 森林環境保全課 建設部 建設政策課 河川砂防課 港湾空港課	